



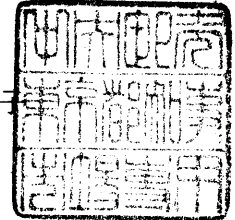
弁 明 書

30中洲水農第397号
平成31年3月5日

統括審理員 藤久 吉浩 殿
審理員 長尾 恵理子 殿

処 分 庁

東京都知事 小池 百合子



次のとおり弁明いたします。

1 事件の表示

審査請求人有限会社ムラキ（以下「請求人」という。）が、平成31年1月9日付けで提起した、東京都中央卸売市場条例第102条第4項に基づく改善措置命令（平成30年12月17日付30中洲水農第222号。以下「本件処分」という。）の取消しを求め審査請求（30総務法査第1048号）

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

3 本件処分の内容及び理由

築地市場は法令に則った適正な手続きを経て閉場したが、請求人の代表者（以下「請求人代表者」という。）である村木智義氏（以下「村木氏」という。）は、築地市場は存続しており、営業可能であるとの認識の下、平成30年10月18日以降、旧築地市場正門前等において定期的な販売行為（以下「買い物ツアー」という。）に参画していた。

請求人は豊洲市場の水産物部の仲卸業者であることから、請求人代表者である村木氏が、買い物ツアーへ参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為であり、請求人が代表者である村木氏の当該行為を中止させないことは不適切である。

このため、都は、卸売市場の開設者として、市場における仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するべく、請求人に対し、請求人代表者である村木氏の当該行為を速やかに中止させ、その結果を報告するよう、本件処分を行ったものである。

なお、本件処分の内容及び理由については、後記4（本件処分に至るまでの経緯）でも詳述する。

4 本件処分に至るまでの経緯

(1) 築地市場の閉場及び豊洲市場の開場

- ア 都は、卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）に基づく農林水産大臣の認可を受け、東京都内に11の中央卸売市場を開設するとともに、同法第9条第1項等により開設者が定めることとされている「業務規程」として東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「市場条例」という。）及び東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号）を制定し、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。
- イ 昭和10年に開場した旧築地市場は、施設の老朽化や狭隘化などから、食の安全・安心に対する消費者意識の高まりや食生活の変化等に伴う産地、顧客、消費者ニーズの多様化・高度化など、市場を取り巻く環境の変化に十分応えられない状況となっていた。このため、都は、こうした環境の変化に対応できる機能を備え、豊富で新鮮な生鮮食料品を安定供給し、首都圏3300万人の食を支える基幹市場として、豊洲市場を整備することとし、長年にわたる様々な議論や調整を経て、平成28年3月31日、都が開設している東京都中央卸売市場から、築地市場を廃止し（改正条例における「第4条の表東京都中央卸売市場築地市場の項を削り」の文言が該当する。）、豊洲市場を新設する（改正条例における「次のように加える。『東京都中央卸売市場豊洲市場』『東京都江東区豊洲6丁目6番1号』」の文言が該当する。）旨の市場条例の改正を行った（東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成28年東京都条例第53号、以下「一部改正条例」という。))。
- ウ 上記市場条例の改正は、東京都規則で定める日から施行されることとされており、都は、平成30年8月1日、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、東京都中央卸売市場の業務規程の変更等について認可を申請し、同年9月10日に農林水産大臣の認可を受け、同月11日、上記市場条例の改正の施行日を同年10月11日と定める規則を公布した。
- エ この結果、築地市場は上記施行日である平成30年10月11日をもって廃止され、同日に豊洲市場が開場した。
- オ なお、平成30年10月11日から同月17日までは、旧築地市場において事業者が後片付け等残務処理を行う引越調整期間が設定されていたが、同月18日以降は関係者以外の立入りが禁止されるとともに、順次、旧築地市場外周部に工事用仮囲いが設置され、本格的な解体工事が行われている。

(2) 請求人の旧築地市場における地位

- ア 請求人は、昭和39年10月28日、東京都知事から旧築地市場内で水産物の取扱品目を扱うことを許可された仲卸業者であり（市場条例第2条第2項、第24条第1項、第2項）、使用期間を定めて市場施設である水産物部仲卸業者売場の区画の用地の使用許可を受け（市場条例第88条第1項の規定により、この使用許可を「使用指定」と称しているため、以下「使用指定」と表記する。）、その後も使用指定の更新を受けて、仲卸業を営んできた。

イ そして、請求人は、旧築地市場水産物部仲卸売場1095、1096、4059について、平成28年3月31日に使用指定を受けていた従前の使用期間が満了するに当たり、東京都知事に対し、平成28年3月3日付けで使用指定の申請を行い、同月31日、東京都知事から、「使用期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との内容で使用指定を受けた。

ウ また、請求人は、旧築地市場水産物部仲卸売場ロー49について、東京都知事に対し、平成29年7月5日付けで使用指定の申請を行い、東京都知事から、「使用期間は平成29年8月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との内容で使用指定を受けた。

エ 前記4(1)のとおり、築地市場は平成30年10月11日をもって廃止されたことから、請求人は築地市場の仲卸業者としての地位を有しなくなるとともに、築地市場の市場施設の使用指定は失効し、請求人の使用権は喪失した。

オ なお、請求人は、東京都知事に対し、新たに開場した豊洲市場の市場施設について使用指定の申請をし、東京都知事から使用指定を受けている。また、仲卸業務の許可については、条例上のみなし規定により、築地市場で許可を受けていた者については、豊洲市場の仲卸業者とみなされており(一部改正条例附則第3項ないし第5項)、請求人も、平成30年10月11日から豊洲市場の仲卸業者として、現在に至るまで継続的に事業を営んでいる。

(3) 買い物ツアーへの参画の経過

上記4(1)のとおり、築地市場は法令に則った適正な手続きを経て閉場したが、請求人代表者である村木氏は、築地市場は存続しており、営業可能であるとの認識の下、平成30年10月18日以降、買い物ツアーに参画している。

買い物ツアーでは、都が旧築地市場敷地外周に設置した工事用仮囲いに「築地市場営業中」等の看板を無断で掲示し、「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」など、事実にも反し、旧築地市場があたかも営業しているかのような言動を繰り返しながら、水産物等を路上等に陳列して販売している。請求人代表者は、主にそうした言動を繰り返す客引き役として、また、自家用車で商品の運搬も担うなど、その中心的な役割を果たしている。

各日の状況は、以下のとおりである。

ア 10月18日

請求人代表者は、買い物ツアー参加者とともに、旧正門前に集結したうえで、旧青果門方向へと移動し、都職員等の制止を振り切って工事用仮囲いを乗り越え、旧築地市場内に不法侵入し、請求人の店舗だった場所(旧築地市場水産物部仲卸売場1095、1096)で搬入した物品を販売した。なお、このことは、多数の報道もされている。

イ 10月19日

請求人代表者は、買い物ツアー参加者とともに旧正門前に集結し、海幸橋門付近の中

中央区への暫定貸付用地に移動し、当該用地を管理している中央区職員の制止を振り切って侵入したうえ、搬入した物品を販売した。

ウ 10月20日

請求人代表者は、買い物ツアー参加者とともに旧正門前に集結し、市場橋門前に移動し、市場橋門前において、都職員の警告を無視し、自ら運搬した物品を販売した。

エ 10月23日から12月15日まで

旧正門前において延べ17回（10月23日、10月25日、10月27日、10月30日、11月1日、11月6日、11月10日、11月13日、11月17日、11月20日、11月24日、11月27日、12月1日、12月4日、12月8日、12月11日、12月15日）にわたり、買い物ツアーが開催され、請求人代表者はその全てに出席し、都職員による再三の警告を無視し、参加者とともに、正門前で販売行為を継続した。

(4) 現場での警告

- ア 築地市場は、適正な法的手続きを経て既に閉場しており、請求人及び買い物ツアー時の主張は事実にも反するものであるほか、請求人は豊洲市場水産物部における仲卸業者として都の業務許可を受けている者であるため、市場条例第74条の規定により、許可を受けた市場以外の開設区域内の他の場所において、知事の承認を受けずに、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売を行うことはできないこととなっている。
- イ 当該販売行為が知事への承認申請もないまま継続され「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」といった事実にも反する主張が行われていることから、現場等において、請求人代表者である村木氏に対し、中止するよう繰り返し警告をした。なお、知事への承認申請があった場合、市場条例及び同条例施行規則で承認するための要件や必要な手続等が規定されている。

(5) 事情聴取、注意・指導

- ア 現場での警告に加え、10月22日、都が豊洲市場で請求人代表者に対して事情聴取を行ったところ、当該行為は仲卸業務としての行為であると認めたことから、速やかに中止するよう注意を行った。
- イ 10月25日には、都が請求人代表者に同日付の文書（30中洲水農第55号「無承認の場外における販売行為の禁止について」）を手交し、市場条例第74条で禁止されている当該行為を早急に中止するよう指導を行った。

(6) 資料提出の求め（市場条例第101条第1項）

- ア それ以降もなお、請求人代表者は買い物ツアーへの参画を継続したため、平成30年12月7日、都が請求人代表者と面会し、当該行為が仲卸業務としての販売行為か否かを確認するため、市場条例第101条第1項の規定に基づき、文書（平成30年12月6日付30中洲水農第186号「旧築地市場における販売行為にかかる資料の提出につ

いて)を手交し、仲卸業務としての取引状況を示す資料の提出を求めた。

イ これに対し、請求人は従前の主張を変え、平成30年12月12日に、旧築地市場での当該行為は個人及びその他としての活動であり、豊洲市場で購入した商品を営業権組合に売却し、営業権組合及び組合員が販売しているものであるとの旨の報告書を提出した。

(7) 改善措置命令(市場条例第102条第4項)

ア 請求人は、市場条例に基づき、豊洲市場水産物部における仲卸業者として、開設者である都の業務許可を受けるとともに、都民の財産(行政財産)である豊洲市場の使用指定を受けて店舗を設置し、その許可に係る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売するという立場にある(市場条例第2条第2項、第24条第1項、第2項、第88条第1項)。

この業務許可及び使用指定は、市場における取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もって都民の消費生活の安定に資するという、市場条例に定められた行政目的を達成するためのものである。

イ 旧築地市場正門前等での販売行為が、仮に仲卸業務でなかったとしても、請求人は豊洲市場水産物部の仲卸業者であり、請求人代表者が、閉場した築地市場正門前で「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」といった事実と反する主張をしながら水産物等の販売を行っている買い物ツアーに参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為であり、請求人がこれを容認しているような状況は、中央卸売市場の開設者である都として、到底看過できるものではない。

ウ そのため、市場における仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保する必要があると判断し、平成30年12月17日、市場条例第102条第4項の規定に基づき、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、請求人の仲卸業務としての販売行為に見える村木氏の当該行為を中止させないことは不適切であるため、請求人の責任において、速やかに中止させるよう、改善措置命令を発出した(同日付30中洲水農第222号)。

エ これに対し、平成30年12月18日、請求人は、請求人代表者に対し指導を行った旨の報告書と、改善措置命令に従い、買い物ツアーへの参画を中断する旨の顛末書を提出した。

オ なお、平成30年12月18日、同月22日、平成31年2月5日、同月16日に行われた買い物ツアーでは、請求人代表者の参画は確認されていなかったものの、同月23日の買い物ツアーでは、請求人代表者による販売行為が確認されている。

(8) 小括

以上のとおり、本件処分は、平成30年10月18日以降、請求人代表者が旧築地市場正門前等において買い物ツアーに参画していたことに対し、当該行為があたかも請求人による仲卸業務としての販売に見える紛らわしい行為であることから、請求人に対し、速や

かに請求人代表者の当該行為を中止させ、その結果を報告するよう命じたものである。

本件処分に至るまでには、請求人及び請求人代表者に対して現場での警告を行うとともに、事情聴取や注意・指導を繰り返し行っている。また、買い物ツアーにかかる資料の提出を求め、それに対する請求人の回答内容も踏まえたうえで、必要かつ合理的な内容の改善措置命令としている。

したがって、本件処分は適法かつ妥当なものであり、違法又は不当な点はない。

5 審査請求書記載事実の認否

(1) 「1 審査請求に係る処分の内容」について

認める。

(2) 「2 処分があったことを知った日」について

認める。

(3) 「3 処分庁の教示の有無及び内容」について

認める。

(4) 「審査請求の趣旨」について

争う。

(5) 「審査請求の理由」について

ア 「買い物ツアーで扱う物品の調達から販売までの流れは、次のようである。村木氏等の個人が・・・営業権組合が買い物ツアー参加者に販売」については、買い物ツアーで物品が販売されていることは認め、その余（物品の調達・販売の主体やルートなどの内容）は不知。

イ 「本件改善措置命令の通知書は、・・・としているが、第102条第4項を買い物ツアーに適用することは、以下の①～③に基づき失当である。」については、都が行った改善措置命令の内容については認め、その余は否認又は争う。

ウ 「①買い物ツアーの販売主体は営業権組合である」については、不知。

エ 「買い物ツアーでは、営業権組合が購入した物品を営業権組合が販売している。かつ、そのことは、買い物ツアー実施時に、旗などを通じてツアー参加者に明示している。」については、不知。

オ 「販売主体が営業権組合である買い物ツアーに条例第102条第4項を適用することは失当である。」については、否認する。

カ 「②買い物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である」については、否認する。

キ 「買い物ツアーにおいて、(有)ムラキは、村木氏個人による市場での物品調達先の一つとして関係しているにすぎず、かつ、(有)ムラキが「買出人としての村木氏個人」に販売する行為は通常の「仲卸しの業務」に含まれるから、それが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である。」については、不知又は否認する。

ク 「③買い物ツアーの販売量はきわめてわずかである」については、不知。

ケ 「買い物ツアーにおける販売量は、市場における仲卸業者の販売量に比べ、きわめてわ

ずかである。しかも、買物ツアーで販売する物品は、営業権組合に関わる複数の個人が調達しており、・・・それに占める(有)ムラキからの調達物品の量は、さらに少ない。」については、不知。

後述するとおり、買い物ツアー時の販売量などは、本件処分の理由と何の関係もない。

コ 「したがって、買い物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は、量の点からも皆無である。」については、否認する。

サ 「以上の①～③から、買い物ツアーに条例第102条第4項を適用することは失当であり、本件改善措置命令が違法であることは明らかである。」については、否認又は争う。

シ 「なお、以上の①～③に基づくまでもなく、営業権組合の組合員は、築地市場において「のれんに基づく営業権」を持っており、これについては条例が関与できない」については、請求人がいわゆる「のれん」を有しているかは不知であり、仮に有していることを前提としても、「これについては条例が関与できない」との主張については、否認又は争う。

6 請求人の主張に対する意見（反論）

(1) 買い物ツアーの販売主体は営業権組合であるとの主張について

ア 請求人は、買い物ツアーでは、営業権組合が購入した物品を営業権組合が販売しているため、買い物ツアーに市場条例第102条第4項を適用し、本件処分（業務改善命令）を行うことは失当である旨、主張するものである。

イ しかしながら、本件処分は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、請求人の仲卸業務としての販売行為に見える村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し改善措置命令を行ったものである。

ウ 買い物ツアーの販売主体が如何なる者であるかは、本件処分と何ら関係がなく、請求人の主張は前提を欠くものと言わざるを得ない。

(2) 買い物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無との主張について

ア 請求人は、買い物ツアーにおける請求人は、村木氏個人による市場での物品調達先の一つとして関係しているにすぎず、請求人が「買出人としての村木氏個人」に販売する行為は通常の「仲卸しの業務」に含まれるから、仲卸業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れは無いと主張している。

イ しかしながら、本件処分は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、請求人の仲卸業務としての販売行為に見える村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し本件処分を行ったものである。

ウ 買い物ツアーの物品調達において請求人が村木氏個人に販売しているか否かは関知するものではなく、知る由もないが、仮にそのような事実があったとしても、本件

処分内容及び理由と何の関係もない。

エ 請求人代表者が、閉場した築地市場正門前等で「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」といった事実と反する主張をしながら水産物等の販売を行っている買い物ツアーに参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為である。

本件処分は、こうした状況を踏まえ、開設者として、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するために行ったものであり、請求人の主張には理由がない。

(3) 買い物ツアーの販売量はきわめてわずかであるとの主張について

ア 請求人は、買い物ツアーにおける販売量は、市場における販売量に比べ、きわめてわずかであり、それに占める請求人から調達している物品は更に少ないから、仲卸業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れは無いと主張している。

イ しかしながら、本件処分は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し本件処分を行ったものであって、買い物ツアー時の販売量や、それに占める請求人から調達している物品の割合などは、本件処分内容及び理由と何の関係もない。

ウ 請求人代表者が、閉場した築地市場正門前等で「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」といった事実と反する主張をしながら水産物等の販売を行っている買い物ツアーに参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為である。

本件処分は、こうした状況を踏まえ、開設者として、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するために行ったものであり、請求人の主張には理由がない。

7 結語

したがって、本件審査請求は、速やかに棄却されるべきである。

証拠書類の表示（30総総法査第1048号）

1. 東京都中央卸売市場条例
2. 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（東京都公報平成28年3月31日）
3. 東京都中央卸売市場条例等の変更認可について（申請）
4. 認可書
5. 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（東京都公報平成30年9月11日）
6. 市場施設使用指定申請書（平成28年3月3日・平成29年7月5日）
7. 平成28年度市場施設使用指定（許可）の更新並びに使用料の減額及び免除について
8. 市場施設使用指定について
9. 豊洲市場における市場施設の使用指定（許可）について
10. 無承認の場外における販売行為の禁止について
11. 旧築地市場における販売行為にかかる資料の提出について
12. 報告書（平成30年12月12日付）
13. 東京都中央卸売市場条例第102条第4項の規定に基づく改善措置命令について（通知）
14. 報告書
15. 顛末書（平成30年12月18日付）